

## 令和 3 年度 真岡市保育料表（3号認定子ども）

階層	階層区分		0～2歳児	
			保育標準時間	保育短時間
			保育料	保育料
1	生活保護世帯		0	0
2	市民税非課税世帯		0	0
3	市民税所得割額	48,600円未満	11,000 (2,700)	10,800 (2,700)
4		72,800円未満	16,000 (4,000)	15,700 (3,900)
5		97,000円未満	21,000 (5,200)	20,600 (5,100)
6		133,000円未満	25,000 (6,200)	24,500 (6,100)
7		169,000円未満	33,000 (8,200)	32,400 (8,100)
8		235,000円未満	37,000 (9,200)	36,300 (9,000)
9		301,000円未満	41,000 (10,200)	40,300 (10,000)
10		397,000円未満	48,000 (12,000)	47,100 (11,700)
11		464,600円未満	50,000 (12,500)	49,100 (12,200)
12		464,600円以上	65,000 (16,200)	63,800 (15,900)

### ◆ 備考

- 市民税所得割額とは、地方税法に適用がある、住宅取得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額とします。
- 2～12階層までに属する世帯のうち、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している兄又は姉を1人有する場合の保育料は（ ）内の金額とし、2人以上有する場合の保育料は0円とします。
- 2の同時入所要件に該当しない場合でも、2人以上の児童を現に育てている2階層から4階層の一部（市民税所得割額57,700円未満）の世帯の保育料については、第2子は（ ）内の金額とし、第3子以降は無料とします。
- 4階層の一部（市民税所得割額57,700円以上）から12階層に属する世帯のうち、18歳未満の児童を現に3人以上育てている場合には、第3子以降の保育料は無料とします。
- 3～5階層の一部（市民税所得割額77,101円未満）のひとり親世帯等の保育料については、第1子は5,000円とし、第2子以降は無料とします。

注) 祖父母が同居し生計を一にしている場合、両親の収入で十分生計を立てていけるだけの経済力があれば祖父母の収入は加算しません。しかし、両親の収入で十分生計を立てていけない時は、その家庭の主宰者（最高収入または最高納税者）の収入を加算します。

注) 年度途中で満3歳（2号認定）になった児童でも、0～2歳児の保育料が適用になります。

注) 3～5歳児（1号・2号）の保育料は、幼児教育・保育無償化により0円となります。